

茨城県環境負荷低減事業活動実施計画認定要領の運用について

第1 実施計画の認定

1 認定基準

環境負荷低減事業活動実施計画及び特定環境負荷低減事業活動実施計画（以下「実施計画等」という。）の認定を行う際の基準は、以下のとおりとする。

(1) 環境負荷低減事業活動実施計画

- ①目標及び環境負荷低減事業活動の内容が、環境負荷の低減への寄与の観点から具体的かつ明確であって、県基本計画の内容と整合的であること。また、目標が実現可能なものであること。
- ②環境負荷低減事業活動を実施するために適切な実施期間が設定されていること。
- ③経営規模を表す指標（経営面積、販売額等）の概ね2分の1以上を占める生産活動において環境負荷低減事業活動に取り組むなど、農林漁業者の経営状況等に照らして当該事業活動に相当程度取り組む見込みであること。
- ④環境負荷低減事業活動に伴う労働負荷又は生産コストの増大への対処、農林水産物の付加価値の向上等、農林漁業の所得の維持又は向上を図り、経営の持続性の確保に努めていること。
- ⑤導入する設備等が、目標及び環境負荷低減事業活動の内容と整合のとれた種類及び規模となっていること。また、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構が実施する農業機械の安全性検査（以下「安全性検査」という。）の対象となっている農用トラクター（乗用型・歩行型）、田植機、コンバイン（自脱型）又は乾燥機（穀物用循環型）のうち令和7年度以降新たに発売される型式のものについて導入する計画となっている場合は、当該機械が、安全性検査に合格したものであること。
- ⑥環境負荷低減事業活動を実施するために必要な資金の額が設定されており、また、その調達方法が適切であること。
- ⑦人員、経営状況などの事業者の体制や役割分担、関係者との連携状況等からみて環境負荷低減事業活動が確実に実施できるものとなっていること。
- ⑧環境負荷低減事業活動の実施により低減が見込まれる環境負荷以外の種類の環境負荷を著しく増大させるなど、認定にふさわしくない特段の事情がないこと。
- ⑨環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年法律第37号。以下「法」という。）第23条から第27条までの特例、法及び租税特別措置法（昭和32年法律第26号）に基づく課税の特例のいずれかの措置を活用する場合にあっては、それぞれの措置の適用条件を満たしていること。

(2) 特定環境負荷低減事業活動実施計画

- ①目標及び特定環境負荷低減事業活動の内容が、具体的かつ環境負荷の低減への寄与の観点から明確であって、県基本計画の内容と整合的であること。また、目標が実現可能なものであること。
- ②特定環境負荷低減事業活動を実施するために適切な実施期間が設定されていること。

- ③環境負荷低減事業活動の促進及びその基盤の確立に関する基本的な方針（令和4年農林水産省告示第1412号。）第三の1に基づき、集団又は相当規模で行われ、地域における環境負荷の低減の効果を高める取組と認められること。
- ④経営面積の概ね2分の1以上の面積で特定環境負荷低減事業活動に取り組む、特定環境負荷低減事業活動に係る農作物の作付面積が当該農作物と同じ種類の農作物の作付面積の概ね2分の1以上を占めているなど、農林漁業者の経営状況等に照らして当該事業活動に相当程度取り組む見込みであること。
- ⑤特定環境負荷低減事業活動に伴う労働負荷又は生産コストの増大への対処、農林水産物の付加価値の向上等、農林漁業の所得の維持又は向上を図り、経営の持続性の確保に努めていること。
- ⑥導入する設備等が、目標及び特定環境負荷低減事業活動の内容と整合のとれた種類及び規模となっていること。また、安全性検査の対象となっている農用トラクター（乗用型・歩行型）、田植機、コンバイン（自脱型）又は乾燥機（穀物用循環型）のうち令和7年度以降新たに発売される型式のものについて導入する計画となっている場合は、当該機械が、安全性検査に合格したものであること。
- ⑦特定環境負荷低減事業活動を実施するために必要な資金の額が設定されており、また、その調達方法が適切であること。
- ⑧人員、経営状況などの事業者の体制や役割分担、関係者との連携状況等からみて特定環境負荷低減事業活動が確実に実施できるものとなっていること。また、自らの事業活動の実施状況及び成果を確実に把握し、評価するための体制が整備されていること。
- ⑨特定環境負荷低減事業活動の実施により低減が見込まれる環境負荷以外の種類の環境負荷を著しく増大させるなど、認定にふさわしくない特段の事情がないこと。
- ⑩法第23条から第30条までの特例、法及び租税特別措置法に基づく課税の特例のいずれかの措置を活用する場合にあっては、それぞれの措置の適用条件を満たしていること。

2 実施計画等の作成及び提出

- (1) 農林事務所の経営・普及部門又は地域農業改良普及センター（以下「普及センター」という。）、畜産振興課及び林業振興課、並びに本庁漁政課は、実施計画等を作成しようとする農林漁業者に対し、必要な指導・助言を積極的に行うものとする。
- (2) 実施計画等の実施期間
実施期間は、概ね5年程度で定めることとし、県基本計画の計画期間の終期を超えて定めることができるものとする。
- (3) 環境負荷低減事業活動のうち、1号活動（茨城県環境負荷低減事業活動の促進に関する基本計画3（1））に該当する実施計画等を作成する場合、実施計画等に添付する土壌診断結果については、計画書作成の概ね1年前以降に実施したものであることが望ましい。
なお、土壌診断の測定項目は、pH、EC、リン酸、カリを必須とする。
- (4) 環境負荷低減事業活動又は特定環境負荷低減事業活動（以下「事業活動等」という。）を行おうとする農林漁業者は、実施計画等を作成し、知事の認定を申請するものとし、事業計画等は（10）の提出先に提出するものとする。

- (5) 耕種・畜産・林業の実施計画等の提出を受けた普及センター、畜産振興課、林業振興課は、提出書類に不備が無いかな否か等を確認するとともに、当該実施計画等の内容について実施計画チェックシート及び特定実施計画チェックシートにより意見を付して、農林事務所の振興・環境室へ送付するものとする。なお、農林事務所の振興・環境室で受付した日を当該申請の受理日とする。
- (6) 漁業の実施計画等の提出を受けた農業技術課長は、漁政課長と協議の上、書類に不備がないかな否か等を確認するものとする。なお、農業技術課で受付した日を当該申請の受理日とする。
- (7) 実施計画等を全うした者で再認定を希望する者は、新たな実施計画等を作成し、実施状況報告書とともに提出するものとする。
- (8) 実施計画等を全うできなかった者で再認定を希望する者は、未達成の原因を分析するとともに、以後の計画達成の可能性等を十分検討し実施状況報告書に記載した上、実施計画等を作成し提出するものとする。
- (9) 前(7)、(8)により、再認定を希望する者は、原則として認定期間が満了となる日の1ヶ月前までに実施計画等を作成し、提出するものとする。

(10) 提出先

ア 耕種・畜産・林業

実施計画等の対象農地等が所在する市町村（当該計画の対象農地が2以上の市町村に所在する場合は、対象農地等の面積が最も多い市町村。）を管轄する農林事務所。

耕種：経営・普及部門、地域農業改良普及センター

畜産：畜産振興課

林業：林業振興課

イ 漁業

本庁農業技術課

3 実施計画等の認定

- (1) 知事は、2(5)、(6)の受理日から1か月以内に実施計画等を認定するものとする。
ただし、当該期限内に認定することができないやむを得ない理由がある場合は、この限りではない。
- (2) 農林事務所は、2(5)で振興・環境室に送付された実施計画チェックシート及び特定実施計画チェックシートを用いて、耕種・畜産・林業の実施計画等の審査を行う。認定したときは、農業技術課長、認定者及び認定計画対象農地が在する市町村の長の他、必要に応じ関係団体等の長に認定した旨を通知する。なお、農業技術課長宛てには、実施計画書等申請一式を添付する。
- (3) 農業技術課は、漁業の実施計画等を認定したときは、認定者及び認定計画対象地が在する市町村の長の他、必要に応じ関係団体等の長に認定した旨通知する。
- (4) 再認定に当たっては、提出された実施状況報告書等により実施計画等の達成状況を確認した上で、実施計画等の認定を行う。この場合、必要に応じて現地等の確認を行うとともに、実施状況の確認に必要な他の書類の提出を求めることができる。

- (5) 再認定を希望して実施計画等を提出した者のうち、知事が認定するまでに認定期間を超えた者については、知事が認定するまでの間、認定者であるものとみなす。ただし、その効力は当該実施計画等における目標年度内に限る。
- (6) 再認定を希望する者で、やむを得ない理由により認定期間満了日を経過した者については、当該実施計画等における目標年度内に、理由を付した実施計画等が提出された場合に限り、認定期間が継続していたものとみなす。

4 計画の変更

- (1) 実施計画等が認定された者（以下「認定者」という。）が、実施計画等を変更しようとするときは、3と同様の手続により認定を行うものとする。
- (2) 計画の変更が必要であると判断された場合には、原則として認定者は1か月以内に変更申請の書類を提出するものとする。
- (3) 知事は、グループ認定を受けている団体に対しては、構成員数や取組状況等の動向を確認するため、年1回程度、名簿等の提出を求めることが望ましい。

5 計画認定による特例措置を活用する場合の認定

農業改良資金融通法の特例を活用する場合、農業改良資金の貸付を含む実施計画等の認定は、(別紙1)に準じて行うものとする。

6 認定を取り消す場合の留意点

- (1) 知事は、実施計画等を達成するよう必要な助言及び指導に努めるとともに、達成が困難と思われる場合においては必要に応じて実施計画等の変更について指導を行うものとする。その後、実施計画等の達成に向けた指導によってもなお改善されない場合には、認定の取消しを行うものとする。
- (2) その他、認定者として適切でないとして知事が判断する者については、認定の取消しを行うものとする。

7 認定番号

認定番号は、実施計画認定者と特定実施計画認定者を区別して付すこととする(別紙2のとおり)。

再認定が認められた場合の認定番号は、既存の認定番号と同一とする。

第2 実施状況報告

- (1) 認定者は、知事に計画の目標年度の年度末までに、実施状況報告書(様式第25号)を提出するものとする。
ただし、再認定を希望する者は、目標年度の実施状況報告書を第1の2(6)と時期を同じくして提出するものとする。
- (2) 認定者のうち、資金の貸付けに関する特例措置、みどり投資促進税制の活用、国や県の補助事業の優先採択を受けている者(以下「特例措置等利用者」という。)は、(1)の報告

に加え、毎年度末までに実施状況報告書（様式第 25 号）を提出するものとする。なお、みどり投資促進税制の活用を中止したことが判明した認定者は、第 1 の 4 により計画の変更を行うものとする。

- (3) 知事は、必要に応じ、認定者から実施計画等の実施状況について報告を求めることができる。
- (4) 認定者は、的確に実施状況を報告するために、農業日誌等の記帳を行うものとする。
- (5) 特例措置等利用者が認定計画の内容に従った取組を実施していないことが判明した場合、知事は、補助金の返還を求めることができるものとする。

第 3 告発の場合の留意点

要領第 5 の告発をするときは、個々の事情を考慮し、慎重に行うものとする。

第 4 法附則第 2 条の規定による持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律（平成 11 年法律第 110 号、以下「旧持続農業法」という。）廃止に係る留意点

旧持続農業法に基づき計画認定された者（以下「エコファーマー認定者」という。）であっても、実施計画等の認定を申請することができるものとする。

ただし、エコファーマー認定者が実施計画等の認定を受けた場合には、速やかにエコファーマー認定の取消を申請するものとする。

附 則

- 1 この運用は、令和 5 年 4 月 3 日から施行する。
 - 令和 5 年 5 月 31 日一部改正。
 - 令和 6 年 4 月 1 日一部改正。
 - 令和 7 年 4 月 1 日一部改正。
 - 令和 7 年 10 月 1 日一部改正。
 - 令和 8 年 6 月 5 日一部改正。

(別紙1)

環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律第19条第5項第3号への適合の判断に係る事務の取扱いについて

このことについて、環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年法律第37号。以下「みどりの食料システム法」という。）第19条第5項に基づき環境負荷低減事業活動実施計画（以下「実施計画」という。）の認定を行うにあたり、同項第3号への適合について判断することが必要な場合における事務については、「茨城県環境負荷低減事業活動実施計画認定要領」（以下「要領」という。）及び「茨城県環境負荷低減事業活動実施計画認定要領の運用について」（以下「運用」という。）に定めるもののほか、下記のとおり取り扱うこととする。

記

第1 みどりの食料システム法第19条第5項第3号への適合に係る判断

みどりの食料システム法第19条第5項第3号への適合について判断するにあたり、同号に規定される、農業改良措置融通法（昭和31年法律第102号。以下「改良資金法」という。）第7条の規定により同法第6条第1項の認定をすることができる場合への該当の可否に係る判断は、茨城県農業改良資金貸付資格認定事務取扱要領（令和5年11月9日農経第938号）の「第3の2 認定基準」に基づき行うものとする。

第2 実施計画及び特定実施計画（以下「実施計画等」という。）の認定

1 関係機関との協議等

経営・普及部門長又は普及センター長（以下「普及センター長等」という。）は、要領第2の4（4）により公庫と情報共有を行うときは、認定希望者にその了承を得ること。

また、普及センター長等は、公庫から実施計画等に係る疑義や指摘等があった場合においては、認定希望者に対し必要な確認を行い助言及び指導に努めるものとする。

2 みどりの食料システム法第19条第5項第3号への適合についての判断

（1）農業改良措置に対する意見書の作成

普及センター長等は、運用第1の2（5）により実施計画チェックシート又は特定実施計画チェックシートを作成するとともに、別記様式第26号により農業改良措置に対する意見書を作成し、認定申請書にこれらの様式を添えて（認定申請書に必要な様式を添付したものを以下「認定申請書等」という。）振興・環境室長へ送付すること。

（2）認定申請書等の受理、審査及び農業経営課長への提出

振興・環境室長は、認定申請書等を受理するとともに認定申請書等を遅滞なく農業経営課長（団体・金融担当）あて送付すること。またこの際、振興・環境室長が受付した日をもつ

て当該申請の受理日とすること。

(3) 改良資金法に基づく貸付資格の認定に係る審査

農業経営課長は、改良資金法第7条の規定により同法第6条第1項の認定をすることができる場合に該当するかどうかを審査し、2週間以内に別記様式第27号により振興・環境室長あて審査結果を通知すること。

ただし、当該期限内に通知することができないやむを得ない理由がある場合は、この限りではない。

(4) みどりの食料システム法第19条第5項第3号への適合に係る審査

振興・環境室長は、認定申請書等及び農業経営課長から送付された別記様式第27号による審査結果を踏まえ、みどりの食料システム法第19条第5項第3号への適合について審査すること。

なお、振興・環境室長は、実施計画チェックシートの特記事項の欄には、農業経営課長による審査が完了している旨を記入すること。

3 認定の通知

振興・環境室長は、運用第1の3(2)により通知するときは、併せて公庫に通知すること。

また、振興・環境室長は、要領第2の5(4)により通知するときは、併せて農業技術課長、農業経営課長及び公庫に通知すること。

第3 留意事項

実施計画等の認定は、あくまで認定希望者が農業改良資金の貸付資格を有することを認めるものであって農業改良資金の貸付を決定するものではなく、認定希望者が農業改良資金の貸付けを受けるためには別途公庫による貸付の審査が必要となるものであること。

また、特定環境負荷低減実施計画の認定における場合、市町村長に対して農業改良措置の要件にあたるかどうかの確認を依頼する必要はないこと。

(別紙2)

認定番号の付し方

1 耕種・畜産・林業の場合

(1) ○○農林事務所で環境負荷低減事業活動の認定1件目の場合

耕種：○○耕環第1号

畜産：○○畜環第1号

林業：○○林環第1号

(2) グループで認定する場合、認定番号に枝番を付ける

○○耕環第1号 (団体)

○○耕環第1-1号 (代表者)

○○耕環第1-2号～(構成員)

(3) 特定環境負荷低減事業活動の認定の場合

○○耕特環第1号

(4) 環境負荷低減事業活動および特定環境負荷低減事業活動(別記様式3号)の認定の場合、それぞれ既に認定されている認定番号の次の番号を付与する。

2 漁業

(1) 環境負荷低減事業活動の認定1件目の場合

漁環第1号

(2) グループで認定する場合、認定番号に枝番を付ける

漁環第1号 (団体)

漁環第1-1号 (代表者)

漁環第1-2号～(構成員)

(3) 特定環境負荷低減事業活動の認定の場合

漁特環第1号

(4) 環境負荷低減事業活動および特定環境負荷低減事業活動(別記様式3号)の認定の場合、それぞれ既に認定されている認定番号の次の番号を付与する。